

税

家屋を取り壊したときは

届け出を！

家屋にかかる税金には、固定資産税と都市計画税があり、毎年1月1日現在で「家屋課税台帳」に登録されている所有者に対し課税されます。もし家屋を取り壊したときには、必ず年内に届け出を行ってください。届け出がない場合、取り壊しの確認が取れず、引き続き課税されてしまうことがあります。

なお、12月末までに法務局で滅失登記を行う方は、届け出の必要はありません。

▼税務課

☎ 23局 3510 FAX 23局 0180

パート収入と税

●パートで働く人に対する税

収入がパート収入のみで、年収が93万円を超える方には、住民税の均等割（平成21年度分から4500円）が課税されます。また、年収が100万円以上の方には、この均等

割に加え、所得割も課税されます。さらに、年収が103万円以上になると、所得税も課税されます。

●配偶者控除・配偶者特別控除

所得がある夫の妻がパートで働く場合、妻のパートによる年収が103万円以下であれば、『配偶者控除（所得税38万円、住民税33万円）』が受けられます。また、年収が103万円を超え、配偶者控除が受けられない場合でも、141万円未満であれば、段階的に『配偶者特別控除』を受けられます。ただし、配偶者控除と配偶者特別控除を併用して受けることはできません。また、夫の合計所得が1000万円（給与収入で1230万円）を超える年には、配偶者特別控除を受けることができません。

▼税務課

☎ 23局 3509 FAX 23局 0180

「あいち森と緑づくり税」平成21年度から導入

愛知県では、「森林」「里山林」「都市の緑」を一体的に整備、保全し、「山から街まで緑豊かな愛知」を実現するための施策に要する財源を確保するため、平成21年度から「あいち森と緑づくり税」を導入します。

あいち森と緑づくり税

	個人	法人
納める人	1月1日現在で県内に住所等がある方で、県民税均等割が課税される方	県内に事務所等を有する法人
納める額	年額500円	均等割額の5%相当額
納める方法	現行の県民税均等割(年1000円)に500円を加えて、市町村に住民税として納税します。その後、市町村から県に払い込みます。	現行の法人県民税均等割額に加えて、県に対して申告納付します。
適用時期	平成21年度から	平成21年4月1日以後に開始する事業年度から

※詳しくは愛知県ホームページをご覧ください。

▼愛知県総務部税務課
☎ (052) 954 6048

▼<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>

☎ 23局 3509 FAX 23局 0180

年末調整説明会 青色申告決算説明会

●年末調整説明会

平成20年分の源泉所得税の年末調整説明会を開催します。

▼対象Ⅱ法人・個人の青色申告をされる方および白色申告をされる方

▼日時Ⅱ11月21日（金）午後1時30分～3時30分 ▼場所Ⅱ田原文化会館多目的ホール

●青色申告決算説明会

平成20年分の青色申告決算説明会を開催します。

▼対象Ⅱ青色申告をされる方

▼日時Ⅱ12月3日（水）午後1時30分～3時30分 ▼場所Ⅱ田原文化会館多目的ホール

※詳しくは直接豊橋税務署へお問い合わせください。

▼豊橋税務署（豊橋地方合同庁舎内）
☎ (0532) 52局 6201

次の方からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

寄付

DONATION

10月3日、三河ミクロン(株) 代表

取締役 彦坂直政様から、田原市立小中学校および保育園の花いっぱい運動の推進・環境教育の向上のため、草花用培土バラ33㎡、袋840袋。

ふるさと寄附金

▼9月30日、匿名希望の方から金50万円。